様式第十六号の五(第二十五条の十関係) (昭63建令23・追加、平6建令2・平12建令41・一部改正)

表

第 号 年 月 日(有効期間1年)

所属局部課名

職 名

氏 名

(年月日生)

上記の者は、宅地建物取引業法第63条の3第2項において準用する 同法第63条の2の規定により立入検査をすることができる者であるこ とを証する。

国土交通大臣

印

-8.5cm-

惠

## 宅地建物取引業法抜すい

- 第63条の2 国土交通大臣は、手付金等保証事業の適正な運営を確保する ため必要があると認めるときは、指定保証機関に対しその業務に関して 報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員をしてその業務を行う場 所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他業務 に関係のある物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められた ものと解してはならない。

## 第63条の3 [略]

2 前節 (第51条第1項、第57条から第60条まで及び第62条第2項第6号 を除く。)の規定は、指定保管機関について準用する。[後段略] S CE